

秋田市生涯学習講師団の登録要件について

1 【登録の手続きについて】

(1) 登録に同意される場合

ア 登録要件等をご確認の上、『登録承諾書』、『講師情報』および『指導分野一覧』の3点をご提出ください。

なお、講師登録のための様式(ExcelまたはWord)をホームページからダウンロードし、入力したものをメールで提出して下さっても結構です。

※秋田市ホームページのトップ画面の「サイト内検索」に「1008602」もしくは、「生涯学習講師団」と入力して検索していただければ、現在の講師の登録状況と講師登録のための様式をご覧いただけます。

また、「生涯学習講師団」のURLは下記のとおりです。

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/shakai-shogai/1008476/1008602.html>

イ 提出方法 郵送又はメールで提出してください。

(2) 問い合わせ・送付先

秋田市教育委員会生涯学習室

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号(本庁舎5階)

直通 888-5810 FAX 888-5811

E-mail: ro-edlf@city.akita.lg.jp

2 【講師団への登録要件等について】

(1) 秋田市生涯学習講師団

市民の各種学習活動等を支援し、学習機会の充実を図るために生涯学習各分野における講師、指導者の情報をまとめた名簿で、市のホームページに公開するものです。

(2) 登録要件

ア 講師登録における要件

(ア) 連絡交渉、契約等については、ご自身の判断で行ってください。

※講師・指導者としての活動は、生涯学習室経由で行うものではありません。各種学習活動への対応は、依頼側(学習希望者)との直接交渉になります。

(イ) 営利を目的とした活動、政治的活動又は宗教的活動に利用しないでください。

(ウ) ホームページ等による公開事項

指導分野、氏名、フリガナ、ニックネーム、指導内容、活動歴、PR事項、指導対象、指導人数、指導可能曜日・時間、活動希望区域、その他特記事項

イ 登録後の変更

講師登録後、内容に変更があった場合(削除希望、住所・連絡先の変更等)は、随時生涯学習室にご連絡ください。